平成30年第3回臨時会(5月16日) 議案審議結果(全員賛成分)

				案	件	名		結 果
		専決	処分につき	承認を求めることに	ついて(高島市税)	条例の一部を改正す	する条例)	
	議第49号		その他の規		法の施行期日にあれ		税の負担調整措置の適用期限を3年間延長すること 日から施行するため、平成30年3月31日に専決処	承 認
議		専決	処分につき	承認を求めることに	ついて(高島市国)	民健康保険税条例の	の一部を改正する条例)	
	議第50号		を図るため		の施行期日にあわせ		度額を見直し、低所得者層に係る保険税負担の軽減 日から施行するため、平成30年3月31日に専決処	承認
決	議第51号	契約	の締結につ	き議決を求めること	について(市場地[区用水路改修工事))	原案可決
	一成分リケ		契約金額	247,320,000円	契約の相手方	株式会社桑原組		原来可次
	議第52号	契約	の締結につ	き議決を求めること	について(今津北/	小学校大規模改造 發	建築工事)	原案可決
	成为したう		契約金額	198,720,000円	契約の相手方	杉橋建設株式会社		原来可从

6月定例会 議案審議結果 (全員賛成分)

		案 件 名	結 果						
人事	同意第3号	高島市副市長の選任につき同意を求めることについて	同意						
	議第53号	高島市辺地総合整備計画の変更につき議決を求めることについて(畑辺地) 林道鵜川村井線横断溝設置事業において横断溝設置工事を 1 ケ所追加することに伴い計画を変更することにつき、議会の 議決を求めるもの。	原案可決						
	議第65号	財産の取得につき議決を求めることについて(高島市役所本庁舎什器 その1) 取得金額 62,618,400円 購入先 ナカショウ株式会社	原案可決						
議	議第66号	財産の取得につき議決を求めることについて(高島市役所本庁舎什器 その2) 取得金額 53,244,000円 購入先 ナカショウ株式会社	原案可決						
	議第67号	財産の取得につき議決を求めることについて(食器類洗浄機) 取得金額 30,237,840円 購入先 株式会社澤井デンキ	原案可決						
	議第68号	財産の取得につき議決を求めることについて(消防ポンプ自動車) 取得金額 23,328,000円 購入先 株式会社斉藤ポンプ工業 安曇川営業所	原案可決						
決	議第69号	工事請負変更契約の締結につき議決を求めることについて(高島市役所庁舎整備建築工事) 本館トイレおよび本館議場床の改修工事、保健センター連絡通路上屋新設工事の追加	原案可決						
	議第70号	工事請負変更契約の締結につき議決を求めることについて(高島市役所庁舎整備電気設備工事) 本庁舎整備における二酸化炭素排出抑制対策設備工事の追加	原案可決						
	議第71号	工事請負変更契約の締結につき議決を求めることについて(高島市役所庁舎整備機械設備工事) 本庁舎整備における二酸化炭素排出抑制対策設備工事および本館空調設備改修工事の追加	原案可決						
	議第54号	高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 平成30年3月30日に人事院規則が改正され、国家公務員の特殊勤務手当のうち、夜間看護等手当を増額する改正が行われていることから、同規則に準じて所要の改正を行うもの。	原案可決						
	議第55号	高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案 新しいごみ処理施設整備に際し、高島市ごみ処理施設建設検討委員会を新たに設置することに伴い、高島市附属機関設置 条例の改正を行うもの。	原案可決						
条	議第56号	高島市税条例等の一部を改正する条例案 生産性向上特別措置法の規定により作成した計画に基づいて行われる中小企業の一定の設備投資について固定資産税の軽減を行う特例措置の創設等、所要の改正を行うもの。							
	議第57号	高島市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例案 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による基本計画に基づく事業のための施設 を設置した者に対して、固定資産税の課税免除を行うことにより、地域経済の活性化を推進するため、条例を制定するもの。	原案可決						
	議第58号	高島市介護保険条例の一部を改正する条例案 介護保険法施行令が改正されたことに伴い、高島市介護保険条例において引用する条項を改めるもの。							
例	議第59号	高島市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大され たことから、省令に合わせ所要の改正を行うもの。	原案可決						
	議第61号	高島市営中山間営農飲雑用水施設整備事業分担金徴収条例および高島市県営土地改良事業分担金徴収条例を廃止する条例案 高島市営中山間営農飲雑用水施設整備事業分担金徴収条例および高島市県営土地改良事業分担金徴収条例について、当該 事業が廃止されたことから、条例を廃止するもの。							
	議第62号	高島市農業用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 本市が設置する農業用施設のうち、今津酒波多目的集会施設について地元区への譲与を前提に、農業用施設から廃止するもの。	原案可決						
予算	議第64号	平成30年度高島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案	原案可決						

6月定例会 賛否が分かれた案件の審議結果一覧

○…賛成 ●…反対 【会派の名称】 共産党→日本共産党高島市会議員団 公明会→高島公明会 夢ネット→夢ネットたかしま

		7 (JII)		1 4914	. 151		.,,,,,,,	,					, , _	./) (,						
	会	派	名		i	高島創生会				るさ # 会					島 そう	公明会	夢ネット	無凡	所属		
	案	件		結果	秋永安次	磯部亜希	河越安実治	澤本長俊	廣部真造	万木豊	石田 哲	梅村勝久	吹田薫	福井節子	森脇徹	今城克啓	髙木広和	大槻ゆり子	早川浩德	青谷 章	是永 宙
議第60号	高島市新旭健康づくりセ 例を廃止する条例案 新旭健康づくりセンタ て支援を目的としたが 置および管理に関する	ター「いきいき 施設に用途変す	元気館」を廃止し、子育更するため、同施設の設	原案可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•	0	0	0	0	0	0	0
議第63号	平成30年度高島市一般	会計補正予算	算(第2号)案	原案可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	退席	0	0	0	0	0	0	0
意見書第5号	陸上自衛隊今津駐屯地の)体制維持・	強化を求める意見書案	原案可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	•		0	0	0	0	0	0

今回の表紙写真

議会だよりに関するご意見・ご感想をお待ちしております。 (議会事務局: 25 – 8140)

高島市消防操法訓練大会

6月23日に高島市消防本部で高島市消防操法訓練大会が行われました。

このたび、大阪府を震源とする大きな地震や、全国的な大雨による災害がありました。選手の皆さんが 日頃の訓練の成果を思う存分発揮されている姿に感謝します。同様に議会人として災害発生時にどのよう に市民の皆様の安全のために行動するか、真剣に考える必要があると感じました。

(議会広報委員会 早川 浩德)

今回の題字作成者

高島高校 書道部 大森 慎也 さん

若年層の皆様にも気軽に手に取っていただける広報誌づくりの一環と して、題字の作成を市内の高校生にお願いしています。今後とも全ての世 代にわかりやすく、親しまれる議会だよりを目指します。

平成30年 9月定例会

				O 13/L 1/3/L					
8月	29日	水	10:00	【本会議】9月定例会開会					
	3日	月	13:00	議会運営委員会					
	7日	金	10:00	【本会議】一般質問(会派代表)					
	10日	月	10:00	【本会議】一般質問 (個人)					
	11日	火	10.00	【个公哦】					
	13日	木	10:00	総務常任委員会					
9	14日	金	10:00	文教福祉常任委員会					
9月	18⊟	火	10:00	産業建設常任委員会					
	19日	水	10:00	予算常任委員会					
	20日	木		计符件则表显态					
	21日	金	10:00	決算特別委員会					
	26日	水	13:30	議会運営委員会					
	27日	木	10:00	【本会議】9月定例会最終日					

上記日程は、変更する場合があります。

ミテミテ市議会

一般質問の様子をインターネットで録画配信 しています。市議会ホームページからアクセス してください。

また、下記施設に設置しているテレビでは、 **本**会議および**予**算常任委員会の様子をライブ 中継しています。

マキノ…マキノ支所、マキノ公民館 今 津…今津支所、今津図書館、

今津東コミュニティセンター 今津公民館

旭…市役所本庁舎

朽 木…朽木支所、朽木公民館

安曇川…安曇川支所、教育委員会

高 島…高島支所、高島公民館

ぜひ一度、議会の様子をご覧ください。



本会議、常任委員会、委員会は、原則一般 に公開しています。ぜひ傍聴にお越しください。

を目指していきたいです。

ですが、そんなイメージを はわかりにくい」というイ 民の皆さんにお伝えするのが ひっくり返せるような広報紙 メージを持たれてしまいがち 提案された議案などについ 合いが違います。執行部から 政が発行する広報紙でも意味 する「議会だより」とは、 「たかしま」と、議会の発行 「議会だより」です。「議会 執行部が発行している広 議会で話し合った事を市 市民の代表である議 員

頃には本当の暑い夏の最中で しょうか。 ますが、この文章が読まれる さの中でこの原稿を書いてい 雨とは思えないような暑



是永

宙







